

平成 27 年 3 月 31 日

各 位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役 村上雅彦
問合せ先	ETFセンター 今井幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙 1 記載の E T F における各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

別紙 1 記載の E T F について、平成 26 年 12 月 1 日付で書面決議における反対受益者の買取請求権を不適用とする約款変更を実施いたしました。当該 E T F の各投資信託約款にて定める最低解約単位未満の受益権を保有する受益者の利益も勘案し、書面決議における反対受益者の買取請求権を改めて適用とするよう、各投資信託約款の一部に所要の変更を行いません。

※各投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙 2 をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日	: 平成 27 年 4 月 8 日
変更実施日 (各 E T F により異なります。)	: ①平成 27 年 4 月 9 日 ②平成 27 年 4 月 11 日 ③平成 27 年 4 月 21 日 ④平成 27 年 5 月 23 日

3. 変更に関する異議を述べる事が出来る期間及びその方法

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行ないません。

別紙 1. 該当する E T F 銘柄一覧

別紙 2. 各投資信託約款の新旧対照表

以 上

該当する E T F 銘柄一覧

銘柄 コード	銘柄名	変更実施日
1358	上場インデックスファンド日経レバレッジ指数	④
1547	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	③
1548	上場インデックスファンド中国H株 (ハンセン中国企業株)	③
1549	上場インデックスファンド CNX Nifty 先物 (インド株式)	③
1554	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	③
1555	上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT)	②
1566	上場インデックスファンド新興国債券 (バークレイズ Local EM 国債)	②
1578	上場インデックスファンド日経 2 2 5 (ミニ)	①
1586	上場インデックスファンド TOPIX Ex-Financials	①
1592	上場インデックスファンド JPX 日経インデックス 400	①
1677	上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型	②
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	③
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	③

各投資信託約款の新旧対照表

1547	上場インデックスファンド米国株式 (S&P500)	約款
1548	上場インデックスファンド中国H株 (ハンセン中国企業株)	約款
1549	上場インデックスファンド CNX Nifty 先物 (インド株式)	約款
1554	上場インデックスファンド世界株式 (MSCI ACWI) 除く日本	約款
1555	上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT)	約款
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式 (MSCI-KOKUSAI)	約款
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式 (MSCI エマージング)	約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(反対者の買取請求権)	(反対者の買取請求の不適用)
第50条 ①第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。	第50条 ①この信託は、委託者が第40条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

1566	上場インデックスファンド新興国債券 (パークレイズ Local EM 国債)	約款
------	--	----

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(反対者の買取請求権)	(反対者の買取請求の不適用)
第51条 ①第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。	第51条 ①この信託は、委託者が第41条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することはできません。

- 1578 上場インデックスファンド日経225 (ミニ) 約款
 1586 上場インデックスファンドTOPIX Ex-Financials 約款
 1592 上場インデックスファンドJPX日経インデックス400 約款
 1358 上場インデックスファンド日経レバレッジ指数 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(反対者の買取請求権)	(反対者の買取請求の不適用)
第59条 ①第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。	第59条 ①この信託は、委託者が第49条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

- 1677 上場インデックスファンド海外債券 (Citi WGBI) 毎月分配型 約款

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(反対者の買取請求権)	(反対者の買取請求の不適用)
第49条 ①第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。	第49条 ①この信託は、委託者が第39条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。